

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	27(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①10(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②12(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③21(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	市人権教育・推進センター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	電話相談も可（内線206～208、279）
発達相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線286）
子育て相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に 関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(木)、2/6(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	24(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	12(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可（内線544）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	年末年始を除く毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	26(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
もの忘れ医療介護相談	18(水)、2/1(水)、午後1時30分～2時、午後2時15分～2時45分	市役所5階介護認定審査会 室	要予約（内線196）、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分（ただし、祝日、年末年始は休み）

①=とき、②=ところ、③=内容、④=対象者、⑤=定員、⑥=費用、⑦=持ち物、⑧=申し込み、⑨=問い合わせ



講座・催し

権利擁護セミナー～備えあれば、憂いなし。老後の備え編～

①1月23日(月)、午後1時30分～2時30分 ②金剛連絡所

③エンディングノートの書き方や、権利擁護のための成年後見制度などについて学ぶ ④市内在住・在勤の人 ⑤20人 ⑥無料(駐車料金は実費)

⑦1月12日(木)までに、増進型地域福祉課(内線297)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

ものわすれ相談会

ものわすれなどの症状や認知症の人への対応などの相談を伺います。タッチパネルパソコンで、ものわすれ健診もできます。

①1月13日(金)、午後1時30分～3時30分 ②総合福祉会館

③無料(当日直接会場へ)

④高齢介護課(内線183、196)

生活支援サービス従事者研修

この研修を受けると、介護に関する資格がなくても、市指定の事業所で「生活支援サービス従事者」として仕事に就けます。

①2月2日～3月2日の毎週木曜日、午前9時～午後0時10分(全5回)

②今城クリニックことほぎ(寿町二丁目4の30) ③市内在住で本市に住民登録をしている人

④15人 ⑤無料

⑥1月25日(水)(午前9時～午後5時30分)までに、今城クリニックことほぎ【☎(55)2239】へ(申し込み多数の場合抽選)

※1月19日(木)、午前10時～、研修内容の説明会を開催します(定員15人)。参加を希望する人は、16日(月)までに今城クリニックことほぎへお申し込みください。

消費者啓発講座「定期契約トラブルについて」

増加し続ける定期購入やサブスクリプションサービスなどについて、注意すべきことをトラブル事例などから学んでみませんか。

①1月18日(水)、午後2時～3時30分 ②市役所 ③40人 ④無料

⑤1月6日(金)～、商工観光課(内線483)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)



上下水道

貯水槽水道の適正な管理を

ビルや集合住宅などでは、水道水を受水槽に貯めてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。

貯水槽水道の設置者は、安全で衛生的な水質を確保するため、受水槽などの清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10m³を超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査などが義務付けられています。

②環境衛生課(内線139)



募集

会計年度任用職員(戸籍窓口業務)を募集

受験日・試験内容 1月21日(土)・面接試験 採用人数 1人

受験資格 基本的なパソコン操作ができる人で、窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能な人

合格発表 1月末までに本人へ通知

①1月4日(水)～19日(木)に、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、市民窓口課(内線134)へ(郵送不可)

会計年度任用職員(心理相談員)を募集

受験資格 公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有し、発達検査(K式、WISCなど)ができる人

試験日 2月11日(祝)

勤務時間 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分

業務内容 18歳未満の子どもの発達に関する相談、子どもの発達検査など
①2月9日(木)までに、事前に電話で連絡の上、所定の申込書、作文、履歴書に資格証明書の写しを添えて、こども未来室(内線285)へ

お弁当の配達ボランティアを募集

在宅給食サービスたんぽぽでは、給食サービスを希望する高齢者のお宅に昼食のお弁当を配達しています。

配食と安否確認も兼ねて、ご協力いただける配達ボランティアを募集しています。

活動日時 月～金曜日(祝日は除く)で都合の良い日の午前11時～正午

配達場所 新堂小学校区

②給食サービスたんぽぽ【☎(23)4194】、市人権協議会【☎(24)3700】

(公社)富田林市シルバー人材センター職員募集



職種 事務職初級

受験資格 平成9年4月2日～平成16年4月1日生まれの人で、高等学校卒業程度の学力を有する人

募集人数 1人

試験内容 筆記試験・面接試験

試験日 2月5日(日)

申込書の交付 1月5日(木)～26日(木)に、(公社)富田林市シルバー人材センターで配布。同センターホームページからダウンロードもできます。

①1月19日(木)～26日(木)(土・日曜日を除く)午前9時～午後5時30分)に、同センター【☎(33)4567】へ

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

お忘れなく！ 償却資産（固定資産税）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。令和5年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は1月31日(火)までに申告してください（休・廃業している場合や、本市から転出した場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告する場合はご連絡ください。
 ㊮課税課（内線114、115）

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額

大阪府の認定を受けて新築された長期優良住宅のうち一定の要件を満たす住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、新築住宅の減額期間が新築後3年間から5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間から7年間）に延長されます（居住部分の120㎡までの固定資産税が2分の1に減額）。

令和4年中に新築した住宅については、1月31日(火)までに、長期優良住宅認定通知書（写し）を添えて、課税課へ申告してください。
 ㊮課税課（内線113～115）

軽自動車継続検査（車検）での「納税証明書の提示」が原則不要になります

令和5年1月から、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「^{ケイジエンクス}軽JNK S」が全国一斉に運用開始されます。

これにより普通車同様、車検の際に検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

ただし、納付後すぐに継続検査（車検）を受ける場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。金融機関の窓口やコンビニなどで納付書を使って現金で納付し、受け取られた領収書をご提示ください（領収書の右側が納税証明書になっています）。
 ※二輪の小型自動車（総排気量250cc超）は対象外のため、継続検査（車検）時にはこれまでどおり納税証明書の提示が必要です。

㊮収納管理課（内線121～124）

今月は市・府民税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・モバイルレジ（インターネットバンキング）による支払いで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税 (種別割)	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

福祉

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。

所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

㊮身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

㊮高齢介護課（内線189）

災害見舞金などの申請を

本市では、市内在住の人を対象に火災や風水害など万一の災害の際に、被災者またはその遺族に災害見舞金や死亡弔慰金を支給しています。

種類	災害の程度	支給額
災害見舞金	住家の被害 (全焼・全壊・流出)	1世帯 10万円
	住家の被害 (半焼・半壊)	1世帯 5万円
	住家の被害 (床上浸水)	1世帯 3万円
死亡弔慰金	死亡(火災・風水害・交通事故)	1人 10万円

※申請方法や支給要件など詳しくは、お問い合わせください。

㊮増進型地域福祉課（内線297）

保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

令和4年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を1月中旬から1月末までにそれぞれ送付します。確定申告などの際にご利用ください。

納付された保険料はいずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

※後期高齢者医療制度保険料および介護保険料の特別徴収（年金から天引き）対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用ください。

㊮国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）

保健医療
子育て
相談
くらし
福祉



国民年金

はたち(20歳)を迎える皆さんへ

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや、家族の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支えあうという考えで作られた仕組みです。

20歳になった人には、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ・保険料納付書」が届きます。「基礎年金番号通知書」は年金制度の変更手続きや年金の請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

また、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や保険料免除・納付猶予などの制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※厚生年金に加入されている人は対象となりません。

☎天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構より送付されますので、確定申告などの際に添付してください。また、紛失などした場合は再交付申請をしてください。なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

☎天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



国民健康保険

「医療費のお知らせ」を送付

ご自身の医療費について確認をしていただくとともに、国民健康保険事業に対する理解を深めていただく

ため、国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。

この「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除の申告をする際の添付書類としても利用できます。

令和4年11月、12月に受診された分の「医療費のお知らせ」は3月上旬に発送する予定です。それまでに医療費控除の申告をする場合は、医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。

☎「医療費のお知らせ」については保険年金課(内線552)、医療費控除の申告については富田林税務署 ☎(24)3281



税

市・府民税申告書作成システムのご利用を



個人住民税(市・府民税)申告書の作成や税額の試算などができる市・府民税申告書作成システムを導入しています。令和5年度分は1月中旬より運用を開始します。

給与や年金の源泉徴収票の内容や所得の状況などを入力することで、自宅で申告書の作成ができ、作成した申告書に必要な書類を添えて持参または郵送することで、市・府民税申告を済ませることができます。同システムは市ウェブサイト(課税課のページ)からアクセスできます。

市・府民税申告書は自宅での作成および郵送による提出にご協力をお願いします。なお、令和5年度市・府民税の申告の受付期間は、2月16日(休)～3月15日(休)です。郵送の場合は、2月16日以前であっても受け付けできます。所得税の納付・還付に関する申告(確定申告)の受け付けに関しては、富田林税務署 ☎(24)3281へ申告・ご相談ください。

●同システムでできること

①市・府民税申告書の作成

②市・府民税額の試算

③ふるさと納税の目安額の計算

※電子メールやデータ送信による提出はできません。

※同システムでは、選択した年度分の市・府民税の税額を試算し、その税額をもとに上限額を試算するため、実際の控除額とは異なる場合がありますので、試算結果はあくまでも目安としてご覧ください。

※所得税および復興特別所得税の確定申告は作成できません。

☎課税課(内線111、112、117)

事業主の皆さんへ～給与支払報告書の提出を～



事業主は、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市区町村へ、給与支払報告書を1月31日(火)までに提出してください。

◇令和5年1月以降(令和5年度)提出分より、給与支払報告書(個人別明細書)の市区町村提出用枚数が1人につき2枚から1枚に変更になります。

◇普通徴収を希望される場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出が必要になります。

※詳しくは、市ウェブサイト(課税課のページ)をご覧ください。

●電子申告「eLTAAX」のご利用を

給与支払報告書の提出は、郵送などの手間が不要で、安全な電子申告「eLTAAX」の活用をお願いします。税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を「e-Tax」または光ディスクなどにより提出することが義務付けられる事業主は、市区町村に提出する給与支払報告書も、電子申告「eLTAAX」または光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

電子申告「eLTAAX」での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ [https://www.lta.go.jp/] をご覧ください。

☎課税課(内線111、112、117)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。